法令改正のお知らせ

# 歯科技工士法施行規則の改正について

## ～歯科技工所番号が新設されます～

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第63号）が公布され、
令和8年10月1日から施行されます。
本改正により、歯科技工所に「歯科技工所番号」が付与されることとなりました。

### ▌改正の概要

- 歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う「歯科技工所」を開設した場合、
  開設者は、開設後10日以内に都道府県知事等へ届出を行う必要があります（歯科技工士法第21条）。
- 今回の改正により、都道府県知事等は届出を受理した際に、開設者に対して「歯科技工所番号」を
  付与し、通知することになりました。
- また、歯科技工を行う際の指示書には、歯科技工所の所在地とともに「歯科技工所番号」の
  記載が必要となります。

### ▌改正内容（施行規則）

**第12条第7号**（追加）

指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所である場合は、
その**名称、所在地**及び**歯科技工所番号**を記載することが必要となります。

**第13条第3項**（新設）

歯科技工所の所在地を管轄する都道府県知事等は、
法第21条第1項の届出があったときは、開設者に**歯科技工所番号を通知**します。

**施行日**
令和8年10月1日

詳細は、厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

一般社団法人 千葉県歯科技工士会

## 歯科技工所番号が新設されます

**① 歯科技工所の開設**

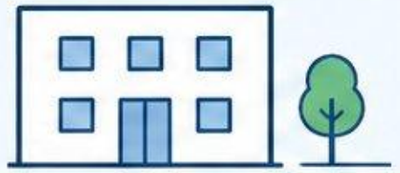

歯科技工所を開設したら、
10日以内に届出が必要です。

**② 歯科技工所番号の付与・通知**

届出を受理した都道府県知事等が、
開設者に歯科技工所番号を付与し、通知します。

**③ 指示書への記載**

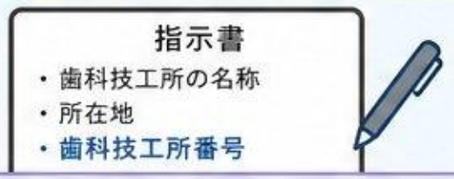


歯科技工を行う際の指示書に、
所在地と歯科技工所番号の記載が必要になります。

本改正により、歯科技工所の適正な管理と
業務の透明性向上が図られます。